

開庁時間変更について

1 開庁時間変更の理由及び背景

市役所における限られた人的資源を有効に活用し、将来にわたり安定した市民サービスの提供を目的に、開庁時間を変更する。

オンライン申請やコンビニ交付の普及により、来庁しなくてもできる手続が増えている一方、窓口・電話対応が続くことで、職員の準備・処理・業務改善の時間が確保しにくい状況にある。

開庁時間を見直すことで、業務改善や市民サービスの質の向上に取り組む時間を生み出すとともに、職員が健康的に働き続けられる職場環境の改善を図る。

2 変更後の開庁時間

(1) 開庁時間及び電話対応時間は、次のとおりとする。

午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 前号の時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。）に適用する。

(3) 施設又は業務の性質上、前各号と異なる取扱いが必要な場合は、4の対象施設ごとの運用により定める。

3 実施開始日

実施開始日は、令和8年7月1日とする。

4 対象施設

(1) 市役所本庁舎・議事堂

(2) 市内各出張所（駅、牛房、坂下、白子吹上）

(3) 健康増進センター

(4) 保育センター

(5) 駅北口まちづくり事務所

(6) 水道庁舎

(7) 教育支援センター

(8) 前各号のほか、本方針の適用対象となる施設（窓口及び電話対応を含む。）は、必要に応じて別に定める。

5 今後のスケジュール

- 4月 市民意見募集（20日間）
- 5月 意見募集の結果公表及び変更内容決定
市民周知開始
- 6月 広報わこう6月号に記事掲載
- 7月 開庁時間変更 開始